

日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業やる気モリモリ支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）は、2016 年に日本磁器誕生・有田焼創業 400 年を迎えるに当たり、町内に活動の拠点を置く団体、サークル等の各種団体等（以下「団体等」という。）が日本磁器誕生・有田焼創業 400 年を盛り上げるために実施する事業で、創意と工夫を凝らした事業（以下「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業（やる気モリモリ事業）」という。）に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

(支援対象事業等)

第 2 条 日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業やる気モリモリ支援金の交付の対象となる事業及び対象となる経費並びに交付の額等については、別表のとおりとする。

(事業の募集)

第 3 条 委員長は、支援金の対象となる事業の決定をするために、期間を定めて募集するものとする。

(企画書の提出)

第 4 条 支援金を活用しようとする団体等の長（以下「申請者」という。）は、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業（やる気モリモリ事業）企画書（様式第 1 号。以下「企画書」という。）を募集期間終了までに必要書類を添えて委員長に提出するものとする。

(審査)

第 5 条 委員長は、前条の規定による企画書を受理したときは、協賛事業検討委員会に対し、その審査を命じ、審査結果の報告を求めるものとする。

(支援金交付の内定等)

第 6 条 委員長は、前条の規定による審査結果の報告を受けたときは、支援金交付内定又は不採択の決定を行い、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業（やる気モリモリ事業）支援金交付（内定・不採択）通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請書の提出)

第 7 条 前条の規定により、支援金の内定を受けた申請者（以下「支援対象者」という。）は、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業（やる気モリモリ事業）支援金交付申請書（様式第 3 号）を委員長に提出するものとする。

(支援金の交付決定)

第 8 条 委員長は、前条の申請を受けたときは、交付の目的を達成するために必要な条件を付して、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業（やる気モリモリ事業）支援金交付決定通知書（様式第 4 号）により、支援対象者に通知するものとする。

(支援対象事業の変更承認)

第9条 支援対象者は日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）の内容を変更しようとする時は、日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）支援金変更承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 支援対象者は、日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）遂行の状況に関し、委員長の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 支援対象者は、事業が完了したときは、速やかに日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）支援金実績報告書（様式第6号）を委員長に提出するものとする。

(支援金の額の確定)

第12条 委員長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査の上、支援金の額の確定を行い、日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）支援金の額の確定通知（様式第7号）により、支援対象者にその旨を通知するものとする。

2 委員長は、交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずるものとする。

3 前項の支援金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。

(支援金の交付)

第13条 支援金の交付は、精算払いとする。ただし、支援金の交付目的を達成するため委員長が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 支援金の精算交付又は概算交付を受けようとする支援対象者は、日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）支援金精算交付請求書（様式第8号）又は日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）支援金概算交付請求書（様式第9号）を委員長に提出するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第14条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 申請者が虚偽の申請又は不正行為をしたとき。

(2) 申請者がこの要綱に違反したとき。

(3) 交付決定に付された条件に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成24年7月11日から施行し、平成24年度の支援金から適用する。

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成27年3月25日から施行し、平成27年度の支援金から適用する。

附 則

この告示は、平成28年2月12日から施行し、平成28年度の支援金から適用する。

別表（第2条関係）

日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）

区 分	内 容
事業実施主体	<p>複数の有田町民等で構成される有田町内に活動の拠点を置く団体、サークル等</p> <p>〈団体等の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町内会、老人会又は婦人会等の市民団体 ・町内に所在するNPO団体又はNPO法人 ・町内に所在するまちづくりや社会貢献活動等を目的とする団体 ・町内に所在する文化活動等の愛好者団体又はサークル ・町内に所在するボランティア活動団体 ・町内の商店街団体等 ・町内に所在する各種親睦団体等
支援対象事業	<p>日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）として、日本磁器誕生・有田焼創業400年を盛り上げるために実施する事業で、創意と工夫を凝らした事業であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本磁器誕生・有田焼創業400年を記念し、祝う事業 (2) 有田ならではの歴史・伝統・文化を再発見し、啓発する事業 (3) 地場産業の振興に寄与する事業 (4) 交流人口の拡大に寄与すると認められる事業 (5) 有田ゆかりの地域との連携や国際交流の促進に寄与する事業 (6) 先人の功績を伝えるなど、児童、生徒等の郷土学習に寄与する事業 (7) 委員長が目的達成のために必要と認める事業 <p>※営利を主たる目的とした事業、既存の事業、他の助成を受けている事業及び他の助成制度に合致し、その制度を利用すべき事業は対象外とする。</p> <p>※同年度1回助成することとする。</p>
事業実施期間	平成24年10月1日～平成28年（2016年）12月31日
事業費	企画書に基づき実施される日本磁器誕生・有田焼創業400年事業（やる気モリモリ事業）に要する経費で、ソフト事業を基本とする。
支援対象経費	事業費のうち、支援対象外経費を差し引いた後の経費 ただし、事業収入がある場合は当該事業収入も差し引くものとする。
支援対象外経費	団体等の管理運営経費及び飲食経費、又はその他委員長が不相当と認める経費
支援の率	4分の3（1,000円未満の端数は切り捨てる。）
支援の額	300,000円（上限）